

医療費助成オンライン資格確認自治体システム改修等事業補助金に関するQ & A  
(第1版)

令和7年1月28日

1. スケジュール

1-1 自治体においては、どのようなスケジュールで医療費助成のオンライン資格確認を導入すれば良いのか。

- 医療費助成のオンライン資格確認については、令和5・6年度に183自治体（22都道府県、161市町村）において先行実施されていますが、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）等に基づき、メリットを全国規模で広げていくため、順次、参加自治体を拡大し、令和8年度中に全国規模での導入を目指すこととされています。
- このため、各自治体におかれては、本補助金を積極的に活用いただき、医療費助成のオンライン資格確認を積極的に導入していただきますよう、お願いいたします。

1-2 本補助金は1次交付と2次交付が想定されているが、1次交付に係る申請を行った方が良いのか。

- 基本的には、各自治体における調整等のスケジュールに応じて、1次交付又は2次交付のうち、適切な方を選択して申請いただければと存じますが、自治体業務システムの改修等に一定の期間を要すること、医療費助成のオンライン資格確認は患者（住民）、自治体及び医療機関・薬局にメリットをもたらすものであり、早期の運用開始が望ましいこと、本補助金は予算の範囲内において交付されるものであること等から、可能な限り、1次交付に係る申請を検討いただければと存じます。

## 2. 補助金の対象範囲

2-1 本補助金によるシステム改修等の対象となる医療費助成の制度は、デジタル庁の令和6年度先行実施事業の対象となる医療費助成の制度と同一か。

→ 本補助金においては、デジタル庁による令和6年度先行実施事業の対象となる医療費助成の制度に加えて、以下の公費負担医療もシステム改修等の対象となります。

- ・ 障害者総合支援法に基づく療養介護医療費
- ・ 児童福祉法に基づく肢体不自由児通所医療費
- ・ 児童福祉法に基づく障害児入所医療費
- ・ 感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療
- ・ 感染症法に基づく新感染症外出自粛対象者の医療
- ・ 肝炎治療特別促進事業による医療費の助成
- ・ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による医療費の助成

2-2 デジタル庁の先行実施事業に参加したが、当該先行実施事業の際にはシステム改修等の対象としなかった医療費助成の制度については、本補助金によるシステム改修等の対象にすることができるのか。

→ 本補助金によるシステム改修等の対象にすることができます。

2-3 Aシステムでは㊦・㊧という医療費助成の制度の資格管理を行っている。デジタル庁の先行実施事業に参加し、Aシステムの改修を行い、㊦についてPMHシステムと情報連携するための改修を行ったが、当該先行実施事業の際には、㊧についてはPMHシステムと情報連携するための改修は行わなかった。この場合、㊧についてPMHシステムと情報連携するためのAシステムの改修は、本補助金によるシステム改修等の対象とすることができるのか。

→ 本補助金によるシステム改修等の対象にすることができます。

2-4 デジタル庁の先行実施事業に参加し、PMHシステムと情報連携できるようにするためのシステム改修等を行ったが、手動連携のためのシステム対応だったため、自動連携のためのシステム改修を行いたい。当該自動連携のためのシステム改修は、本補助金によるシステム改修等の対象とすることができるのか。

→ 本補助金によるシステム改修等の対象にすることができます。

2-5 自治体システム標準化の対象に含まれている医療費助成の制度なのだが、標準化対応のためのシステム改修はまだ開始できないため、まずはPMHシステムとの情報連携のためのシステム改修のみを行い、当該改修後のシステムを標準準拠システムに移行したいと考えている。この場合、標準化対応前の旧システムにPMH連携の改修を行うことは、「廃棄」に該当するのか。

→ 自治体システム標準化は、既存のシステムを標準仕様に適合したシステムへ移行するものであるため、「廃棄」には該当しません。

**2-6 更生医療・育成医療・精神通院医療については自治体システム標準化の対象となっているが、標準準拠システムへの移行を支援するデジタル基盤改革支援基金と本補助金の関係はどうなっているのか。**

- デジタル基盤改革支援基金は、既存のシステムを標準準拠システムへ移行するための費用が対象となります。このため、デジタル基盤改革支援基金を用いて、PMH 対応が行われていないシステムを標準準拠システムへ移行させた自治体においては、本補助金を用いて移行済システムについて PMH 対応の改修を行うことが可能です。
- 一方、標準化対応が完了していない自治体において、まずは本補助金を用いて PMH 対応の改修を行い、その後、PMH 対応による改修後の「既存のシステム」について、デジタル基盤改革支援基金を用いて標準システムへ移行することも可能です。

**2-7 現状では、資格情報をシステムで管理しておらず、Excel で管理している医療費助成の制度があるのだが、この医療費助成の制度の資格管理のため、新たにシステムを導入したい。こうした新規のシステム導入は、本補助金の対象となるのか。**

- 本補助金は、PMH システムとの情報連携のための自治体業務システムの改修等が対象となるものであり、新規のシステム導入については対象とはなりません。

**2-8 2次交付において本補助金によるシステム改修等の対象に追加される医療費助成の制度はあるか。**

- 現段階では、2次交付において、特定疾患治療研究事業による医療費助成を本補助金によるシステム改修等の対象に追加することを予定しています。

**2-9 学校保健安全法に基づく医療費援助については、オンライン資格確認や本補助金の対象になるのか。**

- 学校保健安全法に基づく医療費援助についても、オンライン資格確認や本補助金の対象となります。学校保健安全法に基づく医療費援助に係る実際の運用においては、自治体の裁量に委ねられている部分が多く、医療券を発行して医療機関等で資格確認を行い、現物給付化を図っている自治体や、医療券を発行せずに償還払いとしている自治体など、様々な態様があります。このような実態を踏まえ、学校保健安全法に基づく医療費援助は、実施要綱4（2）エ（その他の地方単独医療費助成）に含まれるものと整理しています。なお、学校保健安全法に基づく医療費援助については、既に個人番号利用事務とされているため（マイナンバー法の別表の40の項）、実施要綱5ウの「個人番号利用事務とするために必要な措置」を講じていただく必要はありません。

### 3. 補助金の算定・支払

#### 3-1 本補助金に係る基準額はどのように算定されるのか。

- 原則として、①実施要綱4（1）及び（2）に掲げる医療費助成の各制度のうち自治体が本補助金によるシステム改修等の対象として選択した制度の数に500万円を乗じた金額と、②対象経費支出額を比較し、少ない方の金額を基準額とします。ただし、申請額の合計額が予算額を超過した場合には、基準額の調整を行う予定です。
- なお、地方単独医療費助成は自治体の判断に基づく自治体独自の制度であり、様々な制度があることから、多くの自治体で導入され、受給者数も多いこどもの医療費に係る地方単独医療費助成、障害者の医療費に係る地方単独医療費助成及びひとり親家庭の医療費に係る地方単独医療費助成以外の地方単独医療費助成については、複数の制度があった場合でも制度数を1と算定して基準額の計算を行います。

【例1】①障害者総合支援法に基づく精神通院医療に係る自立支援医療費、②難病法に基づく特定医療費、③児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費をシステム改修等の対象とする場合は、原則として、500万円×3制度＝1500万円が基準額の上限となる。

【例2】①障害者総合支援法に基づく更生医療に係る自立支援医療費、②障害者総合支援法に基づく育成医療に係る自立支援医療費、③こどもの医療費に係る地方単独医療費助成、④障害者の医療費に係る地方単独医療費助成、⑤ひとり親家庭の医療費に係る地方単独医療費助成を本補助金によるシステム改修等の対象とする場合は、原則として、500万円×5制度＝2500万円が基準額の上限となる。

#### 3-2 本補助金による国庫補助額はどのように算定されるのか。

- 基本的には、3-1によって算定された基準額に補助率1/2を乗じた金額が国庫補助額となります。
- なお、所要額調査の際に適正な見積もりが取得できていなかった等の理由により、基準額が内示された後、申請に際して提出された対象経費支出額が基準額よりも少ない金額となってしまった場合は、当該対象経費支出額に補助率1/2を乗じた金額が国庫補助額となります。

#### 3-3 基準額算定に当たっての制度数に応じた上限額と対象経費支出額の高額の比較は、システム改修等の対象とする制度合計で比較するのか、それとも、制度ごとに比較するのか。

具体的には、更生医療、育成医療、こども・障害者・ひとり親家庭の3つの地方単独医療費助成を本補助金によるシステム改修等の対象にしようと考えているが、更生医療・育成医療の資格管理を行うAシステムの改修費用は300万円である一方、こども・障害者・ひとり親家庭の3つの地方単独医療費助成の資格管理を行うBシステムの改修費用は1900万円であった。この場合、①制度合計で比較すると、改修費用の総額2200万円は上限額合計の2500万円よりも低くなるため、基準額は2200

万円になるのか、それとも、②制度ごとに比較すると、Bシステムの改修費用 1900 万円は3つの地方単独医療費助成の上限額の合計 1500 万円よりも大きくなるため、Bシステムについては 1500 万円までしか認められず、基準額は 1800 万円になるのか。

→ 基準額算定に当たっての制度数に応じた上限額と対象経費支出額の金額の比較は、システム改修等の対象とする制度合計で比較を行います。このため、ご指摘の例については、①のとおり、2200 万円が基準額となります。

### 3-4 本補助金は、概算払いとなるのか。

→ 概算払いに向けて、概算払い協議を行う予定です。